

議案第 6 2 号

あきる野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 2 5 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

使用料の額を改める必要がある。

あきる野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

あきる野市立学校施設使用条例（平成 7 年あきる野市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

別表校庭の項中「2 0 0 円」を「2 2 0 円」に改め、同表体育館の項中「3 0 0 円」を「3 6 0 円」に改め、同表クラブハウス武道場の項及びクラブハウス談話室の項中「2 0 0 円」を「2 4 0 円」に改め、同表校庭夜間照明の項中「1, 5 0 0 円」を「1, 6 0 0 円」に改め、同表に次のように加える。

体育館空調設備	1 時間	6 0 0 円
---------	------	---------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のあきる野市立学校施設使用条例の規定により許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。